Chinese Business

Q&A 中国ビジネスQ&A

中国のマネロン規制（日本と香港との比較）

Q 中国内地でマネロン規制が強化されたと聞きますが、その特徴を日本および香港と比較しつつ教えてください。

A 「中華人民共和国反マネーローンダリング法」（以下「反マネロン法」）は2006年10月31日公布、07年1月1日施行の法律ですが、24年11月8日に改正法が公布され、25年1月1日に施行されています。世界のマネロン規制はFATF（Financial Action Task Force。金融活動作業部会）が制定する「40の勧告」や「11の直接的効果」といった規範に加盟国・地域の制定法およびガイドラインや実務がどれだけ整合しているかを相互に審査しますが、香港が「合格」を意味する「通常フォローアップ地域」であるのに対して、中国内地および日本は「不合格」を意味する「重点フォローアップ国」です。FATF加盟時期について日本は1990年と最も古く、香港は91年、中国内地が2007年であることを考えると、加盟後18年と日本（35年）の半分しかない中国内地が反マネロン法改正を契機にマネロン強化を次々と果たし、先に「通常フォローアップ国」になる逆転現象が起きないかが日本の立場からは懸念されます。

1．マネロン規制の歴史

マネロン規制の歴史は以下のとおりです（中国内地法のみ改正法を含めて詳細な記載にします）。中国内地法の整備は加盟時期の違いを反映して香港、日本より遅いことがわかります。

（1）第1ステップ：FATFは1988年12月のいわゆる麻薬新条約を受けて、翌年（89年7月）に麻薬対策のために誕生しました。

中国内地	「中華人民共和国麻薬禁止法」（2007年12月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第31回会議により採択、同日主席令第79号により公布、08年6月1日施行）
香港	The "Drug Trafficking (Recovery of Proceeds) Ordinance", Cap. 405（1989年7月14日、同年9月1日施行）
日本	「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（いわゆる「麻薬特例法」）（1991年10月5日公布、92年7月1日施行）

（2）第2ステップ：96年6月、FATFは前提犯罪（不法な収益を生み出す犯罪であり、その収益がマネロン対策の対象となるもの）を従来の薬物犯罪から重大犯罪、組織的な犯罪に拡大すべきであるとしました。

中国内地	「中華人民共和国反組織犯罪法」（2021年12月24日第13期全国人民代表大会常務委員会第32回会議により採択、同日主席令第101号により公布、22年5月1日施行）
香港	The "Organized and Serious Crimes Ordinance", Cap. 455（94年10月21日、同年12月2日施行）
日本	組織犯罪処罰法（99年8月18日公布、2000年2月1日施行）

（3）第3ステップ：組織犯罪対策は99年12月の「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」に代表されるとおり、テロ資金供与対策につながっていきますが、その流れを決定的なものとしたのは2001年9月11日の米国同時多発テロ事件です。

中国内地	「中華人民共和国反テロリズム法」（15年12月27日第12期全国人民代表大会常務委員会第18回会議により採択、同日主席令第36号により公布、16年1月1日施行、18年4月27日第13期全国人民代表大会常務委員会第2回会議により改正採択、同日主席令第6号により公布、同日施行）
香港	The "United Nations (Anti-Terrorism Measures) Ordinance", Cap.575（02年7月19日、02年8月23日施行）
日本	「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」（いわゆる「テロ資金提供処罰法」）（02年6月12日公布、同年7月2日施行）

（4）第4ステップ：03年6月、①金融機関以外の業態を利用した隠匿行為等に対応すべく、弁護士等の職業専門家を含む非金融業者（designated non-financial businesses and professions。以下「DNFBP」）にマネロン対策を拡充し、②外国PEPs（Politically Exposed Persons）概念を設けてクロスボーダーの贈収賄対策強化を図りました。

中国内地	「反マネロン法」（06年10月31日第10期全国人民代表大会常務委員会第24回会議により採択、同日主席令第56号により公布、07年1月1日施行、24年11月8日第14期全国人民代表大会常務委員会第12回会議により採択、同日主席令第38号により公布、25年1月1日施行）
香港	The "Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Ordinance", Cap.615（11年7月8日、12年4月1日施行）（以下「AMLO」）
日本	「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（07年3月31日公布、同年4月1日施行）

弁護士法人キャストグローバル
弁護士・税理士・香港ソリシター　村尾 龍雄

（5）**第5ステップ：**12年2月、大量破壊兵器の拡散、外国のみならず国内の公務員による贈収賄や財産の横領等の腐敗等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、現在有効な「40の勧告」（1990年が初期版で時々に改訂）が成立しました。ここではPEPs概念が国内PEPsを内包する形で拡大されています。

（6）**第6ステップ：**近時の議論として、①暗号資産（Virtual Asset）、②大量破壊兵器拡散金融（Proliferation Finance）、③実質的支配者（Beneficial Ownership）の透明性向上、④環境犯罪からのマネロン対策の4つがあります。財務省HPによれば③についてパナマ文書、パンドラ文書等の法人・信託の悪用事例と深く関係すると指弾します。とすると、近時注目される実質的支配者の透明性向上に関する議論は、脱税・租税回避行為の国際的抑止ともつながるものであり、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting。税源浸食と利益移転）防止措置実施条約と共通の基盤を持つものです。

2．マネロン規制の可視化イメージ

マネロン規制の可視化イメージは次のとおりです。

「40の勧告」、「11の直接的効果」を憲法的位置付けとするのは、当該規範を前提として加盟国・地域の制定法、ガイドラインおよびその他の実務が「遵守（Compliant）」、「おおむね遵守（Largely Compliant）」、「一部遵守（Partly Compliant）」、「不遵守（Non-Compliant）」のいずれであるかの観点から相互審査されるからです。

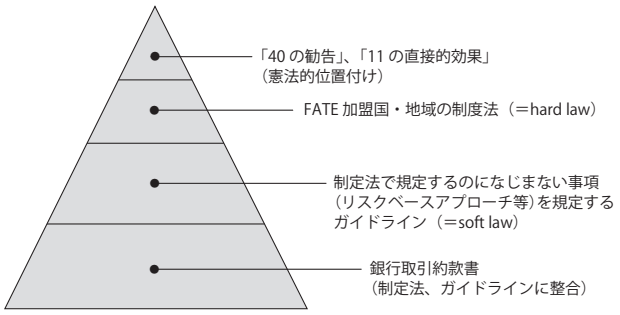

（注）soft law／ソフトローとは法規範学的には（「べき」論としては）hard law／ハードローと異なり法源性すなわち裁判所が紛争を解決する際の法的根拠とはならないけれども、法社会学的には（「である」論としては）名宛人がそれを制定法同様に尊重し、遵守する社会的作用を果たすものをいいます。制定法の行政による第一次的有権解釈（最終的有権解釈は裁判所）を示す意義が認められる場合もあります。

3．マネロンに関する中国内地法、香港法、日本法の異同

マネロンに関する中国内地法、香港法、日本法の異同は次のとおりです。

（1）AML（マネーローンダリング）の定義規定が法律法規中にあるか否か

中国内地	あり（「反マネロン法」第2条第1項）
香港	あり（AMLO別表1第1部）
日本	なし

（2）DNFBPについての規定

中国内地	あり（「反マネロン法」第64条）
香港	あり（AMLO別表1第2部）
日本	あり（犯罪収益移転防止法第2条第2項第1号乃至第49号に詳細な「特定事業者」の規定あり。「特定事業者」には金融機関も含まれることに注意）。

（3）いわゆるスリーラインディフェンスの概念があるか

中国内地	なし
香港	なし
日本	あり（アメリカの経営学の概念に由来すると言われるいわゆるスリーラインディフェンスは、金融庁のマネロンガイドライン p.24で言及される）。

（4）実質的支配者に関するマネロン規制の評価

中国内地	評価＝△。理由：24年4月29日公布、同年11月1日施行の「実質的支配者情報管理弁法」によりnominationを通じたその背後にいる真の実質的支配者（以下「影の実質的支配者」）が完全にではないが、部分的に実質的支配者とみなされる。
香港	評価＝○。理由：影の実質的支配者は実質的支配者とみなされる。
日本	評価＝×。理由：会社樹形図の頂上に位置する会社の株主名簿に記載された25%以上の株式を保有する自然人を実質的支配者と定義される。これでは影の実質的支配者が無視される。

4．今後の相互審査の状況

中国内地	反マネロン法が改正され、いよいよ今は存在しないソフトローとしてのDNFBPガイドライン整備も近未来には図られる見込み。中央の鶴の一声で物事が大きく動く国家体制なので、「通常フォローアップ国」の認定を目指して急速な改善が図られる可能性あり。
香港	「通常フォローアップ地域」として優等生。その地位を維持する見込み。
日本	金融庁および金融機関は「合格」レベルに達しているが、DNFBPには全くマネロン規制の何たるかがわかっていない事業者が多数（例：中国投資家が持ち込む億単位の現金を平気で受領し、不動産を売却する宅建業者）。28年8月開始と伝えられるFATF第5次対日相互審査ではDNFBPである「特定事業者」由来の問題を1つの理由として、悲願の「通常フォローアップ国」認定が難しい可能性がある。